



熊本県公報

第 1 2 0 2 7 号

平成 23 年 7 月 15 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定廃止……………（障がい者支援課） 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定廃止……………（ ” ） 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……………（ ” ） 2
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（高齢者支援課） 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ ” ） 2
- 道路の供用開始……………（道路保全課） 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の辞退……………（障がい者支援課） 3
- 臨時種畜検査の実施……………（畜産課） 3
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………（障がい者支援課） 4

公 告

- 球磨郡球磨村高沢における入会林野整備計画の認可……………（林業振興課） 5
- 土地改良区の定款変更認可……………（農村計画課） 5
- 土地改良区役員の退任及び就任……………（ ” ） 5
- 土地改良区役員の退任……………（ ” ） 6
- 土地改良区の定款変更認可……………（ ” ） 6
- 公聴会の開催……………（都市計画課） 6

訓 令

- 第24回全国健康福祉祭くまもと大会熊本県実施本部設置規程……………（ねんりんピック推進課） 7

登 載 依 頼

- 熊本県市町村職員共済組合の平成22年度決算の公告……………（熊本県市町村職員共済組合） 13
- 平成23年度第1回熊本県医療審議会の開催……………（熊本県医療審議会） 15
- 平成23年度熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の開催……………（熊本県社会福祉審議会） 15

告 示

熊本県告示第708号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から当該医療機関の業務の廃止の届出があった。

平成23年7月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	廃止年月日
オーツー薬局 熊本市呉服町二丁目28番2号	平成23年6月11日

熊本県告示第709号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から当該医療機関の業務の廃止の届出があった。

平成23年7月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	廃止年月日
しんまち薬局 熊本市新町二丁目 4 番 2 2 号	平成 2 3 年 6 月 1 4 日

熊本県告示第 7 1 0 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 7 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
社会福祉法人志友会くまもと江津湖療育医療センター 熊本市画図町重富字餅溝 5 7 5	平成 2 3 年 7 月 1 日	0 1 2 2 8 6 8
こどもクリニック友枝 荒尾市荒尾 4 1 6 0 - 2 5 6	平成 2 3 年 7 月 1 日	0 4 1 1 3 1 1
医療法人明薫会熊本心身医療クリニック 熊本市沼山津四丁目 1 番 2 0 号	平成 2 3 年 7 月 1 日	0 1 2 8 9 7 2
三気堂薬局川尻店 熊本市八幡十一丁目 7 番 3 2 号	平成 2 3 年 7 月 1 日	0 1 4 7 1 7 4
太陽堂薬局小楠公園前店 熊本市沼山津四丁目 1 番 2 1 号	平成 2 3 年 7 月 1 日	0 1 4 7 7 5 2

熊本県告示第 7 1 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 7 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護事業所あっとホームのり 宇城市松橋町松橋 5 3 6 番地 2	N P O 法人宇城みのりの会	平成 2 3 年 8 月 1 日

熊本県告示第 7 1 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 3 年 7 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護事業所あっとホームのり 宇城市松橋町松橋 5 3 6 番地 2	N P O 法人宇城みのりの会	平成 2 3 年 8 月 1 日

熊本県告示第 7 1 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 3 年 7 月 1 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 7 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	有明倉岳線	天草市有明町楠甫字牧ノ平 4004番4地先から 同所 4016番3地先まで	63.8	単防災 (通) (現道拡幅、法面保護)

2 供用を開始する期日 平成23年7月15日

熊本県告示第714号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により次の特定旧法指定施設から指定の辞退があったので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定辞退年月日	事業所番号	サービスの種類
わくワークみなまた 水俣市浜松町5番95号	社会福祉法人 水俣市社会福祉事業団 水俣市浜松町5番95号 宮本 勝彬	平成23年 8月31日	4310700051	知的障害者通所授産施設
天水生命学園 玉名市天水町小天6640番地	社会福祉法人 若宮福祉会 玉名市天水町小天6640番地 國友 龍	平成23年 8月31日	4310400058	知的障害者更生施設
銀河ステーション 玉名郡和水町江田字前田10番地1	社会福祉法人 青いりんごの会 玉名郡和水町江田字前田10番地1 園田 俊英	平成23年 9月30日	4311130027	知的障害者通所授産施設
南海寮 天草市本町下河内1685番地の1	社会福祉法人 啓友会 天草市本町下河内1685番地の1 松浦 政一	平成23年 9月30日	4313000111	知的障害者更生施設
熊東園 上益城郡益城町大字広崎786番地の1	社会福祉法人 耕心会 上益城郡益城町大字広崎786番地の1 永坂 政文	平成23年 9月30日	4311420022	知的障害者更生施設

熊本県告示第715号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公表する。
平成23年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施の目的

- 優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
 2 検査対象
 家畜改良増殖法第4条に規定する牛
 3 検査の期日及び場所

検 査 日	時 間	場 所
平成23年8月5日（金）	午後1時30分から	社団法人家畜改良事業団熊本種雄牛センター （阿蘇郡西原村）

熊本県告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年7月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	熊本山鹿 自転車道 線	熊本市植木町滴水字山ノ坊 205番9地先から 同所 205番43地先まで	前	16.0 ～ 19.0	9.4	旧道移 管
			後	4.0 ～ 19.0		

- 2 区域を変更する期日 平成23年7月15日

熊本県告示第717号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
特定非営利活動法人ジョブパートナー グループホームロフティ日向 共同生活援助	事業所の所在地	熊本市龍田8丁目 18番30号507号室	熊本市龍田8丁目 18番30号105号室	平成23年 6月1日
社会福祉法人きらきら 生活支援センター きらきら 児童デイサービス	事業所の所在地	玉名市築地765番 地1	玉名市岱明町野 口字塚原666番	平成23年 5月1日
社会福祉法人明徳会 地域生活支援センター チャレンジ 相談支援	事業所の名称 及び所在地	めいとく福祉相談室 熊本市明徳町707 番1	地域生活支援センター チャレンジ 熊本市植木町植木163番地1植木ビル1階	平成23年 6月1日

公 告

熊本県公告第380号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により、球磨郡球磨村に事務所を置く高沢入会林野第2整備組合代表者高沢秀人から申請のあった高沢入会林野第2整備計画を平成23年7月5日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。
平成23年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第381号

熊本市に事務所を置く豊田土地改良区理事長松原信博から平成23年6月3日付けで申請のあった定款の変更については、平成23年7月6日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成23年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第382号

熊本市に事務所を置く豊田土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成23年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	緒方 欽一	熊本市城南町鰐瀬1453番地
理事	山下 一壽	熊本市城南町阿高1218番地
理事	米田 満也	熊本市城南町鰐瀬3077番地1
理事	久米田 良一	熊本市城南町陣内1210番地
理事	村中 功	熊本市城南町沈目1387番地
理事	山本 誠	熊本市城南町東阿高1236番地
理事	原口 健一	熊本市城南町藤山2571番地2
理事	山田 信幸	熊本市城南町藤山2115番地3
理事	後田 俊治	熊本市城南町藤山619番地
理事	林 伸治	熊本市城南町塚原925番地
理事	村上 敏郎	熊本市城南町隈庄845番地4
監事	池部 義正	熊本市城南町藤山410番地
監事	森本 次義	熊本市城南町沈目1383番地
監事	深澤 敬義	熊本市城南町鰐瀬843番地
就任		
理事	岡田 大憲	熊本市城南町塚原945番地1
理事	後田 俊治	熊本市城南町藤山619番地
理事	森本 次義	熊本市城南町沈目1383番地
理事	山内 一美	熊本市城南町藤山2087番地
理事	梨木 孝教	熊本市城南町藤山3319番地9
理事	西森 茂	熊本市城南町阿高789番地
理事	山本 誠	熊本市城南町東阿高1236番地
理事	松原 信博	熊本市城南町鰐瀬314番地1
理事	前田 洋一	熊本市城南町鰐瀬2949番地
理事	久米田 良一	熊本市城南町陣内1210番地
理事	相良 新	熊本市城南町下宮地664番地
監事	徳永 今朝憲	熊本市城南町藤山2582番地
監事	藤田 二三雄	熊本市城南町陣内1222番地

熊本県公告第383号

天草市に事務所を置く本渡土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成23年7月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任 理事	西口 文克	天草市宮路岳町6362番地

熊本県公告第384号

球磨郡錦町に事務所を置く錦町土地改良区理事長尾方幸治から平成23年6月3日付けで申請のあった定款の変更については、平成23年7月6日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成23年7月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第385号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定に基づき、宇土都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会を次のとおり開催する。
平成23年7月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 日時
平成23年8月7日（日）午前10時から正午まで
- 場所
宇土市新小路町123番地
宇土市民会館大会議室
- 意見を求める都市計画の素案
宇土都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 公述の申出について
宇土都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入のうえ、来る8月1日（月）までに、持参、郵送又は電子メールで次のとおり申し出ること。
(1) 持参により申し出る場合
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県宇城地域振興局土木部技術管理課、宇土市建設部都市整備課、熊本市都市建設局都市政策部都市計画課又は熊本市企画財政局富合総合支所総務課まで提出すること。
(2) 郵送又は電子メールにより申し出る場合
熊本県土木部道路都市局都市計画課まで提出すること。
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
e-mail: toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp
- 公述人の選定について
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知する。
なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。
- 傍聴について
公聴会は、原則として自由に傍聴できる。ただし、希望者が多数の場合は、入場を制限することがある。
- 素案の閲覧場所及び公聴会に関する問合せ先
4の(1)に同じ

(別記様式)

公 述 申 出 書

私は、来る 8 月 7 日に開催される宇土都市計画区域における宇土都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申し出ます。

記

意見の要旨及び理由 (別紙可)

平成 年 月 日

公述申出人

住所

氏名

電話番号

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

※ 公述申出書は、A4判とし、意見の要旨及び理由は、400字以内で簡潔に記載すること。

訓 令

- 熊本県訓令第70号
- 熊本県公営企業管理規程第14号
- 熊本県議会訓令第1号
- 熊本県教育委員会訓令第9号
- 熊本県人事委員会訓令第2号
- 熊本県監査委員訓令第1号

本庁各部 (公室・局) 課 (センター)
 各 地 方 出 業 先 機 関
 企 業 事 務 局
 議 会 事 務 局
 教 育 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 会 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局

第 2 4 回 全 国 健 康 福 祉 祭 く ま も と 大 会 熊 本 県 実 施 本 部 設 置 規 程 を 次 の よ う に 定 め る。
平成 2 3 年 7 月 1 5 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫
 熊 本 県 議 会 議 長 馬 場 成 志
 熊 本 県 教 育 委 員 会 委 員 長 古 庄 文 子
 熊 本 県 人 事 委 員 会 委 員 長 北 川 正 男
 熊 本 県 代 表 監 査 委 員 角 田 岩

第 2 4 回 全 国 健 康 福 祉 祭 く ま も と 大 会 熊 本 県 実 施 本 部 設 置 規 程

(設置)

第 1 条 第 2 4 回 全 国 健 康 福 祉 祭 く ま も と 大 会 に 関 す る 事 務 を 円 滑 に 処 理 す る た め、第 2 4 回 全 国 健 康 福 祉 祭 く ま も と 大 会 熊 本 県 実 施 本 部 (以 下 「実 施 本 部」 と い う。) を 設 置 す る。

(組織)

第 2 条 実 施 本 部 に 別 表 第 1 の 左 欄 に 掲 げ る 部 を 置 き、そ の 所 掌 事 務 は、そ れ ぞ れ 同 表 の 右 欄 に 掲 げ る と お り と す る。

2 別 表 第 2 の 左 欄 に 掲 げ る 部 に そ れ ぞ れ 同 表 の 中 欄 に 掲 げ る 班 を 置 き、そ の 分 掌 事 務 は、そ れ ぞ れ 同 表 の 右 欄 に 掲 げ る と お り と す る。

第 3 条 実 施 本 部 に 本 部 長、副 本 部 長 及 び 本 部 付 を 置 く。

2 部 に 部 長 を、班 に 班 長 及 び 班 員 を 置 く。

3 本 部 長 は 知 事 を、副 本 部 長 は 副 知 事 を も っ て 充 て る。

4 本 部 付 は、別 表 第 3 に 掲 げ る 職 に あ る 者 を も っ て 充 て る。

5 部 長 は、別 表 第 4 の 左 欄 に 掲 げ る 役 職 の 区 分 に 応 じ、そ れ ぞ れ 同 表 の 右 欄 に 掲 げ る 職 に あ る 者 を も っ て 充 て る。

6 班 長 は、別 表 第 5 の 左 欄 に 掲 げ る 部 の 中 欄 に 掲 げ る 役 職 の 区 分 に 応 じ、そ れ ぞ れ 同 表

- の右欄に掲げる者をもって充てる。
- 7 班員は、本部長が別に定める職員をもって充てる。
(職務)
- 第 4 条 本部長は、実施本部の事務を統括し、実施本部を代表する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 副本部長が本部長の職務を代理する場合の順序は、あらかじめ本部長が定める。
- 4 本部付は、本部長の命を受け、実施本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。
- 5 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 班長は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 7 班員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。
(庶務)
- 第 5 条 実施本部の庶務の総括は、健康福祉部ねりんピック推進局ねりんピック推進課において処理する。
(雑則)
- 第 6 条 この規程に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。
附 則
- 1 この訓令は、平成 23 年 7 月 15 日から施行する。
- 2 この訓令は、平成 23 年 10 月 18 日限り、その効力を失う。
- 別表第 1 (第 2 条関係)

部	所 掌 事 務
ねりんピック総務部	1 実施本部に係る事務の統括及び各部門との連絡調整に関すること。 2 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 3 不測の事態への対応に関すること。 4 総合開・閉会式の会場における消防警備及びイベント会場における消防警備の統括並びにそれらの会場の通信に関すること。 5 実施本部に係る事務で、他部の事務に属さない事項に関すること。
広報部	1 広報及び報道に関すること。 2 競技記録等の収集及び整理に関すること。 3 総合開・閉会式の会場の入場者に対するアンケートの実施に関すること。 4 阿蘇くまもと空港、熊本駅及び新玉名駅に設置する案内所の運営及び同所における選手の歓迎、案内、整理及び誘導に関すること。
招待部	1 招待者に関すること。 2 大会役員に関すること。 3 お成りに関すること。
式典部	1 総合開・閉会式の式典に関すること。 2 総合開・閉会式の会場における選手、出演者及び入場者の受付、案内、整理、誘導等に関すること。 3 総合開・閉会式の会場に設置する施設等の点検及び維持管理に関すること。 4 総合開・閉会式の会場の美化及び美観の維持に関すること。 5 総合開会式の会場におけるイベントの運営に関すること。
医事衛生・弁当部	1 総合開・閉会式の会場における医療救護及びイベント会場における医療救護の統括に関すること。 2 総合開・閉会式の会場における環境衛生、食品衛生及び防疫に関すること。 3 総合開・閉会式の会場における弁当引換所の運営に関すること。
交通輸送部	1 選手、出演者及び入場者の輸送に関すること。 2 バス乗降所（イベント会場のバス乗降所を除く。）における利用者の案内、整理及び誘導に関すること。 3 総合開・閉会式の会場の駐車場及びパークアンドライドに係る駐車場の管理並びにそれらの利用者の案内、整理及び誘導に関すること。

<p>イベント交 流部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 イベント（総合開会式の会場におけるイベントを除く。）の運営に関する事。 2 イベント会場における消防警備に関する事。 3 イベント会場の入場者に対するアンケートの実施に関する事。 4 イベント会場における出演者及び入場者の受付、案内、整理、誘導等に関する事。 5 イベント会場に設置する施設等の点検及び維持管理に関する事。 6 イベント会場の美化及び美観の維持に関する事。 7 イベント会場における医療救護に関する事。 8 イベント会場のバス乗降所における利用者の案内、整理及び誘導に関する事。 9 イベント会場の駐車場の管理並びにその利用者の案内、整理及び誘導に関する事。
---------------------	---

別表第 2（第 2 条関係）

部	班	分 掌 事 務
<p>ねんりんピ ック総務部</p>	<p>総務班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務に関する事。 2 実施本部に係る事務の総括及び各部との連絡調整に関する事。 3 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事。 4 不測の事態への対応に関する事。 5 他部及び部内の他班の事務に属さない事項に関する事。
	<p>通信管理班</p>	<p>総合開・閉会式の会場及びイベント会場における通信の管理及び通信機器の管理に関する事。</p>
	<p>消防警備本部班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合開・閉会式の会場における消防警備に関する事。 2 イベント会場における消防警備の統括に関する事。
<p>広報部</p>	<p>記録班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務に関する事。 2 部内及び各部との連絡調整に関する事。 3 競技記録の収集及び整理に関する事。 4 総合開・閉会式の会場及びイベント会場の入場者数の集計に関する事。 5 総合開・閉会式の会場の入場者に対するアンケートの実施に関する事。 6 部内の他班の事務に属さない事項に関する事。
	<p>報道班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 記者会見に関する事。 2 報道関係資料の作成、整理及び配布に関する事。 3 報道員席及び報道用取材施設の管理に関する事。 4 総合開・閉会式及びイベントにおける取材規制及び報道員の誘導に関する事。 5 報道員控室の管理に関する事。
	<p>歓迎案内班</p>	<p>阿蘇くまもと空港、熊本駅及び新玉名駅に設置する案内所の運営及び同所における選手の歓迎、案内、整理及び誘導に関する事。</p>

招待部	招待者班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務に関すること。 2 部内及び各部との連絡調整に関すること。 3 総合開・閉会式の会場における招待者の受付、案内、整理及び誘導並びに資料の配布に関すること。 4 総合開・閉会式の会場における招待者への弁当の配布に関すること。 5 部内の他班の事務に属さない事項に関すること。
	大会役員班	<ol style="list-style-type: none"> 1 大会役員の受付、案内、整理及び誘導並びに資料の配布に関すること。 2 大会役員控室の管理に関すること。
	お成り班	お成りに係る事務に関すること。
式典部	式典本部班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務に関すること。 2 部内及び各部との連絡調整に関すること。 3 総合開・閉会式の式典の進行に関すること。 4 総合開・閉会式の会場における選手の受付、案内、整理及び誘導に関すること。 5 総合開・閉会式の会場における選手の荷物預り所の運営に関すること。 6 総合開・閉会式の会場における出演者の受付、案内、整理及び誘導に関すること。 7 総合開・閉会式の会場の出演者控室の管理に関すること。 8 部内の他班の事務に属さない事項に関すること。
	入場整理班	総合開・閉会式の会場の入場者の受付、案内、整理及び誘導並びに資料の配布に関すること。
	会場管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合開・閉会式の会場の案内所の運営に関すること。 2 総合開・閉会式の会場に設置する施設等の点検及び維持管理に関すること。 3 総合開・閉会式の会場の美化及び美観の維持に関すること。 4 総合開会式の会場におけるイベントの運営に関すること。
医事衛生・ 弁当部	医療救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務に関すること。 2 部内及び各部との連絡調整に関すること。 3 総合開・閉会式の会場における医療救護に関すること。 4 イベント会場における医療救護の統括に関すること。 5 部内の他班の事務に属さない事項に関すること。
	食品環境衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合開・閉会式の会場における環境衛生対策に関すること。 2 総合開・閉会式の会場における食品衛生対策に関すること。 3 総合開・閉会式の会場における防疫対策に関すること。
	弁当管理班	総合開・閉会式の会場の弁当引換所の運営に関すること。

交通輸送部	運行管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務に関すること。 2 部内及び各部との連絡調整に関すること。 3 選手、出演者及び入場者のバス輸送に関すること。 4 部内の他班の事務に属さない事項に関すること。
	乗降誘導班	バス乗降所（イベント会場のバス乗降所を除く。）における利用者の案内、整理及び誘導に関すること。
	駐車場班	総合開・閉会式の会場の駐車場及びパークアンドライドに係る駐車場の管理並びにそれらの利用者の案内、整理及び誘導に関すること。
イベント交流部	グランメッセ熊本班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務に関すること。 2 部内及び各部との連絡調整に関すること。 3 グランメッセ熊本会場におけるイベントの運営に関すること。 4 グランメッセ熊本会場における消防警備に関すること。 5 グランメッセ熊本会場の入場者に対するアンケートの実施に関すること。 6 グランメッセ熊本会場における出演者の受付、案内、整理及び誘導に関すること。 7 グランメッセ熊本会場の出演者控室の管理に関すること。 8 グランメッセ熊本会場の入場者の案内、整理及び誘導並びに資料の配布に関すること。 9 グランメッセ熊本会場の案内所の運営に関すること。 10 グランメッセ熊本会場に設置する施設等の点検及び維持管理に関すること。 11 グランメッセ熊本会場の美化及び美観の維持に関すること。 12 グランメッセ熊本会場における医療救護に関すること。 13 グランメッセ熊本会場のバス乗降所における利用者の案内、整理及び誘導に関すること。 14 グランメッセ熊本会場の駐車場の管理並びにその利用者の案内、整理及び誘導に関すること。 15 部内の他班の事務に属さない事項に関すること。
	県立美術館分館班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県立美術館分館会場におけるイベントの運営に関すること。 2 県立美術館分館会場における展示作品の管理に関すること。 3 県立美術館分館会場における消防警備に関すること。 4 県立美術館分館会場の入場者に対するアンケートの実施に関すること。 5 県立美術館分館会場の入場者の案内、整理及び誘導並びに資料の配布に関すること。 6 県立美術館分館会場に設置する施設等の点検

		及び維持管理に関すること。 7 県立美術館分館会場の美化及び美観の維持に関すること。 8 県立美術館分館会場における医療救護に関すること。 9 県立美術館分館会場のバス乗降所における利用者の案内、整理及び誘導に関すること。 10 県立美術館分館会場の駐車場の管理並びにその利用者の案内、整理及び誘導に関すること。
	熊本市市民会館班	1 熊本市市民会館会場におけるイベントの運営に関すること。 2 熊本市市民会館会場における展示作品の管理に関すること。 3 熊本市市民会館会場における消防警備に関すること。 4 熊本市市民会館会場の入場者に対するアンケートの実施に関すること。 5 熊本市市民会館会場の入場者の案内、整理及び誘導並びに資料の配布に関すること。 6 熊本市市民会館会場における出演者の受付、案内、整理及び誘導に関すること。 7 熊本市市民会館会場の出演者控室の管理に関すること。 8 熊本市市民会館会場に設置する施設等の点検及び維持管理に関すること。 9 熊本市市民会館会場の美化及び美観の維持に関すること。 10 熊本市市民会館会場における医療救護に関すること。 11 熊本市市民会館会場の駐車場の管理並びにその利用者の案内、整理及び誘導に関すること。

別表第 3 (第 3 条関係)

知事公室長 総務部長 企画振興部長 健康福祉部長 環境生活部長 商工観光労働部長 農林水産部長 土木部長 会計管理者 企業局長 教育長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 労働委員会事務局長 議会事務局長

別表第 4 (第 3 条関係)

役 職	職
ねんりんピック総務部長	健康福祉部ねんりんピック推進局長
広報部長	健康福祉部政策審議監

招待部長	健康福祉部子ども・障がい福祉局長
式典部長	健康福祉部長寿社会局長
医事衛生・弁当部長	健康福祉部医監
交通輸送部長	健康福祉部健康局長
イベント交流部長	健康福祉部健康危機管理課長

別表第 5 (第 5 条関係)

部	役 職	職
ねんりんピック 総務部	総務班長	健康福祉部ねんりんピック推進局ねんりんピック推進課長
	通信管理班長	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課長
	消防警備本部班長	健康福祉部健康福祉政策課課長補佐 (業務の担当を命ぜられた者を除く。)
広報部	記録班長	健康福祉部健康福祉政策課長
	報道班長	知事公室広報課長
	歓迎案内班長	健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室長
招待部	招待者班長	健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課長
	大会役員班長	健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課長
	お成り班長	知事公室秘書課長
式典部	式典本部班長	健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課長
	入場整理班長	健康福祉部長寿社会局社会福祉課長
	会場管理班長	健康福祉部長寿社会局高齢者支援課課長補佐 (業務の担当を命ぜられた者を除く。)
医事衛生・弁当部	医療救護班長	健康福祉部健康局健康づくり推進課長
	食品環境衛生班長	健康福祉部健康危機管理課課長補佐 (業務の担当を命ぜられた者を除く。)
	弁当管理班長	健康福祉部健康局薬務衛生課長
交通輸送部	運行管理班長	健康福祉部健康局医療政策課長
	乗降誘導班長	健康福祉部健康局国保・高齢者医療課長
	駐車場班長	健康福祉部長寿社会局認知症・地域ケア推進課課長補佐 (業務の担当を命ぜられた者を除く。)
イベント交流部	グランメッセ熊本班長	健康福祉部長寿社会局社会福祉課課長補佐 (業務の担当を命ぜられた者を除く。)
	県立美術館分館班長	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課課長補佐 (業務の担当を命ぜられた者を除く。)
	熊本市民会館班長	健康福祉部健康局医療政策課課長補佐 (業務の担当を命ぜられた者を除く。)

登載依頼

熊本市町村職員共済組合公告
熊本市町村職員共済組合定款第 5 条の規定に基づき、平成 22 年度決算の要旨を公告

する。
平成23年7月15日

熊本市町村職員共済組合
理事長 前 畑 淳 治

損益計算書の要旨

(単位:千円)

	経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	貸 付	物 資	
収	負 担 金		20,067,876		212,500	202,607			
	短期負担金	6,084,608							
	介護負担金	309,907							
	掛 金		9,994,327			196,811			
	短期掛金	5,637,314							
	介護掛金	309,822							
	短期任意継続掛金	228,132							
	介護任意継続掛金	16,558							
	組合員貸付金利息						277,388		
	受託商品手数料							41,477	
	連合会からの交付金	917,626			83,769	7,250	17,082		
	利息及び配当金			240,881	158	136	431	15,706	
	短期利息及び短期配当金	852							
	介護利息	11							
入	その他収入	781,715			784	118	913	19,840	
	他経理から繰入				38,948				
	前年度繰越支払準備金	765,504							
	前期損益修正益	110					4		
	計	15,052,159	30,062,203	240,881	336,159	406,926	295,814	77,023	
支	給 付 金	6,551,398							
	役 職 員 給 与				124,357	23,015	22,883	19,505	
	厚 生 費				153	310,304	27	18	
	特定健康診査等費					15,156			
	旅 費・事 務 費				11,858	1,876	5,941	4,622	
	委 託 費				5,278	3,721	502	157	
	賃 借 料				6,827	3,345	6,595	9,859	
	普 及 費				2,030	105	1,112	1,662	
	負 担 金				22,023	3,952	4,180	3,635	
	出	負担金払込金		20,067,876					
		掛金払込金		9,994,327					
		貸倒引当金繰入							12,250
		支 払 利 息			240,881			218,615	11,915
		老人保健拠出金	8,339						
		退職者給付拠出金	376,485						
		前期高齢者納付金	2,719,864						
		後期高齢者支援金	2,050,055						
		介護納付金	633,134						
		連 合 会 分 担 金					1,082		
		事務費負担金払込金				94,444			
連 合 会 払 込 金		171,164					12,433		
連 合 会 拠 出 金		652,025							
貸付債権保全金							15,820		
他 経 理 へ 繰 入	38,948								
その他支出	13,084			3,296	151	518	12,474		
次年度繰越支払準備金	1,013,264								
前期損益修正損	686					2			
計	14,228,446	30,062,203	240,881	270,266	362,709	288,626	76,097		
差引当期利益金又は当期損失金(△)				65,893	44,217	7,188	926		
差引当期短期利益金又は当期短期損失金(△)	784,462								
差引当期介護利益金又は当期介護損失金(△)	39,251								

貸借対照表の要旨

資 産	流 動 資 産	2,381,686	1,733	443,928	472,681	339,846	480,169	680,220
	固 定 資 産			9,763,144	9,970		9,469,536	
	資 産 合 計	2,381,686	1,733	10,207,072	482,651	339,846	9,949,705	680,220
負 債	流 動 負 債	609,180	1,733		877	679	842	80,321
	固 定 負 債	1,013,264		10,207,072	139,560	40,127	8,792,541	535,796
	負 債 合 計	1,622,444	1,733	10,207,072	140,437	40,806	8,793,383	616,117
純 資 産	利益剰余金(欠損金)	759,242			342,214	299,040	1,156,322	64,103
	純 資 産 合 計	759,242			342,214	299,040	1,156,322	64,103
	負債・純資産合計	2,381,686	1,733	10,207,072	482,651	339,846	9,949,705	680,220

熊本県医療審議会公告第1号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。
平成23年7月15日

熊本県医療審議会
会 長 福 田 稠

- 1 開催日時
平成23年7月22日（金）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題
(1) 議案
ア 地域医療支援病院の名称使用の承認について
イ 平成22年度医療提供体制推進事業費補助金及び平成22年度医療提供体制施設整備交付金について
(2) 報告事項
ア 平成22年度医療法人の認可実績について
イ 平成23年度医療関係事業について
ウ その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続き
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）
（電話096-333-2205）

熊本県社会福祉審議会公告第1号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。
平成23年7月15日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
保健福祉推進部会副会長 上田厚

- 1 開催日時
平成23年7月19日（火） 午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園28-51
熊本テルサ2階会議室
- 3 議題（予定）
(1) 「くまもと・健やか・長寿プラン」について
(2) 次期高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画策定について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 会議の傍聴の受付は、午後2時30分から午後3時まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課総務企画班）（電話：096-333-2215）